

京都市教職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第18号

京都市教職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の旅費に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する教職員」の右に「(同項第2号に掲げる者を除く。)」を加える。

第12条を削り、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(宿泊料の特例)

第11条 教職員条例第39条において読み替えて準用する京都市旅費条例第10条第1項に規定する別に定める場合は、国家公務員等の旅費に関する法律別表第1 1備考に規定する甲地方に宿泊する場合とする。

第13条前段中「第17条」を「第15条」に改める。

第14条第1項から第3項までを削り、同条第4項を同条第1項とし、同条第5項前段中「前各項」を「前項」に、「第20条」を「第17条」に改め、同項を同条第2項とする。

第15条中「第13条第3項」を「第12条第3項」に改める。

第16条第1項中「第15条」を「第14条」に改め、同条第2項中「、日当」を削る。

第19条の見出し中「日当及び」を削り、同条第1項本文中「場合に限り、出張1日につき1,100円の日当を」を「ときは」に、「6,300円(教職員条例第25条に規定する管理職手当の支給を受ける教職員で別に定めるものにあつては6,700円)」を「13,100円」に改め、同項ただし書中「ため」を「ために」に、「ときは、日当及び」を「ときの」に改め、「宿泊料」の右に「の額」を加え、「半額」を「2分の1に相当する額」に改め、同条第2項本文中「日当を受ける日数又は」を削り、「日数又は夜数(以下「日数等」という。)」を「夜数」に、「当該日数等」を「当該夜数」に、「日数等に」を「夜数に」に改め、「日当又は」を削り、同項の次に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、幼児、児童又は生徒を引率して行う市内出張(特に宿泊を必要とするときに限る。)の宿泊料は、第14条第1項に規定する出張における宿泊料の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市教職員の旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、令和2年4月1日までに赴任を命じられた者の旅行については、改正後の規則第13条の規定は適用せず、なお従前の例による。

4 第2項の規定にかかわらず、令和2年4月1日までに赴任を命じられた者の旅行については、この規則による改正前の京都市教職員の旅費に関する規則第14条の規定は、なおその効力を有する。

(教育委員会事務局総務部学校事務支援室)